

石川県公報

令和2年3月19日（木曜日）

号 外

（第 11 号）

目 次

- 訓 令
○石川県労働委員会事務局処務規程の一部改正
(労働委員会事務局) 1

訓 令

石川県訓令第1号

石川県労働委員会事務局

石川県労働委員会事務局処務規程（昭和39年石川県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

第9条中「固有文書ファイル基準表」を「固有文書分類表」に改める。

第10条中「」の規定」の次に「(第6条第1項第4号、第8条第2項第1号及び第2号、第10条第2項、第12条、第34条、第50条、第56条、第57条並びに第61条第1項を除く。)」を加え、同条の表を次のように改める。

第4条第2号及び第3号	知事	委員会
第6条第1項第1号	「石川県告示」	「石川県労働委員会告示」
第6条第1項第2号	「石川県指令」、「石川県達」	「石川県労働委員会指令」、「石川県労働委員会達」
	別表第1に定める記号	「石労委」
第6条第1項第3号	別表第1に定める記号	「石労委」
第7条第1項	総務部長	局長
	本庁等	事務局
第7条第2項	総務課長	次長
	本庁等	事務局
第7条第3項	主務課長及び出先機関の長（以下「所属長」という。）	次長
	文書取扱主任	文書整理担当者
	所属の	事務局の
第7条の2	所属長	次長
第8条第1項	所属	事務局
第8条第2項	次に掲げる者	次長
第8条第4項	所属長が所属	局長が事務局
第9条第2項、第3項及び第4項	所属長	次長
第10条第1項	本庁	事務局
第10条第1項第1号	総務課長	次長
第10条第1項第2号	主務課長	次長

第11条第1項	主務課に	事務局に
	主務課長	次長
第14条第1項	本庁	事務局
	主務課	事務局
第14条第3項	本庁	事務局
	主務課長	次長
第15条	本庁等	事務局
第20条	処務規程別表第1から別表第3まで	石川県労働委員会事務局処務規程第6条及び第7条
第21条第4項	総務課長	次長
第23条第1項	本庁	事務局
	関係係員、関係係長、課長補佐、課長、部次長、部長	次長、局長
第24条	本庁にあっては主務課長又は	事務局にあっては
第27条第2項	主務課長	次長
第28条	所属長	次長
第29条第1項	本庁	事務局
	主務課	事務局
第29条第2項	主務課又は当該事務を担当する課及び係	事務局
第30条	本庁	事務局
	主務課	事務局
第31条第5項	所属長	次長
第32条	、主管課長、主務課長及び所長	及び次長
第33条第1項	本庁	事務局
第33条第1項ただし書及び第5項	主務課長	次長
第35条	本庁等	事務局
	所属	事務局
第39条及び第41条	所属長	次長
第45条第1項	所属	事務局
第45条第5項及び第47条第3項	所属長	次長
第47条第4項	所属長	局長
第48条第1項及び第49条第1項	所属長	次長
第51条	所長	次長
	出先機関	事務局
第52条	所属長は	次長は
第54条第1項から第3項まで及び第5項、第55条第1項並びに第58条	所長	次長
第60条	所属長	次長

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。